

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市体育館条例第10条	使用料の減免	スポーツ推進課、飯岡体育館、乙部体育館、好摩体育館

1 審査基準は、次のとおりとする。

施設の使用が、次のいずれかに該当すること。

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

イ 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。